

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
協力研究員受入規則

〔平成16年4月19日〕
規則第27号

改正 平成19年3月29日規則第6号

改正 平成21年3月31日規則第25号

改正 平成25年2月18日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成16年規程第90号。以下「規程」という。）第2条第6号に規定する協力研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(受入資格)

第2条 協力研究員として受入れることのできる者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の助教となる資格を有する者と同等以上の学識を有する者とする。

(申請)

第3条 協力研究員としての受入れを希望する者は、別に定める受入申請書を機構の所長又は施設長（以下「所長等」という。）に提出しなければならない。

(受入許可)

第4条 所長等は、前条の申請があったときは、適当と認める者について、受入れを許可するものとする。

(受入期間)

第5条 協力研究員の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、所長等が必要と認めるときは、次年度以降受入れを更新することができるものとする。

(受入れの辞退及び変更の届け出)

第6条 協力研究員が受入期間中に健康その他の理由により受入れを辞退する場合は、所長等に届け出るものとする。

2 協力研究員は、所属等、申請書の記載内容に変更が生じた場合、その都度所長等に届け出るものとする。

(登録)

第7条 受入れを許可された協力研究員は、別に定める手続きにより「ユーザー登録」をしなければならない。

2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、協力研究員は、その都度変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 協力研究員は、研究等に従事しなくなるときは、別に定める手続きにより登録の抹消の届け出をしなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了したときは、この限りではない。

第9条 (削除)

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協力研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月29日規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第25号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月18日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。